

子どもの居場所づくり

活動を支援します



子ども達の健全育成と安心して過ごせる居場所づくりを支援するため、市内で次の事業を実施する団体に補助金を交付します。

対象
団体

- ・自治会などの地域団体
- ・NPO法人などの市民活動団体
- ・法人等定款・会則などを有する団体等



対象
事業

市内において支援を必要とする子どものほか、広く子ども達に対し、食事の提供や学習、遊びなどの機会や体験を提供する事業

事業
補助
金

対象
経費

子どもの居場所の開催に要する経費

- 例) ・提供する食事の材料費やおやつ代 ・子どもの遊び道具や文具代
・開催場所の使用料 ・参加者、従事者等の保険料

補助率

10/10

補助
限度

実施回数に1万円を乗じた金額まで

限度額: 20万円

いずれか
少ない額

備品
購入
補助
金

対象
経費

子どもの居場所の開設及び運営に必要な備品の購入に係る経費

※事業補助金の交付を受けている場合のみ申請できます

補助率

10/10

補助限度

10万円 ※交付回数は1回限り

詳細はこちら

※備品購入補助金は、イビデン(株)からの寄附金を財源とする「大垣市未来づくり基金」を活用しています。



市補助金HP

お問い合わせ先

大垣市こども未来部子育て支援課企画総務グループ

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

☎0584-47-7064(子育て支援課直通)

✉kodomom@city.ogaki.lg.jp

補助手続きの流れ

初めて申請する場合は、事前に相談してください

交付申請 (事業実施前に市へ提出)

事業補助金の申請書類

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・団体調書
- ・誓約書
- ・同意書
- ・会員名簿
- ・見積書等金額が分かる書類 (備品を購入する場合のみ)
- ・チラシ、保険加入の写しなど、その他関係書類

備品購入補助金の申請書類

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・見積書等金額が分かる書類
- ・その他関係書類

交付決定前に実施した事業は補助対象外になりますのでご注意ください

交付決定 (市からの通知を受理)

補助事業の実施

事業完了後、14日以内または、3月31日のいずれか早い日までに提出してください

事業の完了・実績報告 (事業実施後市へ提出)

事業補助金の報告書類

- ・実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・帳簿の写し及び領収書の写し
- ・活動状況の分かる写真
- ・その他活動の実績を示す資料

備品購入補助金の報告書類

- ・実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・帳簿の写し及び領収書の写し
- ・購入した備品(現物)の写真
- ・その他活動の実績を示す資料

補助金額の確定 (市からの通知を受理)

交付請求 (市へ提出)

事業補助金の報告書類

備品購入補助金の報告書類

- ・交付請求書

補助金の受領